



問 こども課育成支援係 ☎ 95-9886

10月分の手当より、制度の内容が以下のとおり変わります。

支給対象	18歳に達した最初の年度末までの児童
所得制限	所得制限なし
支給月額	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 第1子・第2子…15,000円 第3子以降…30,000円 ・3歳～18歳に達した最初の年度末まで 第1子・第2子…10,000円 第3子以降…30,000円
第3子以降の算定	22歳に達した最初の年度末までの児童を含める（養育している場合に限る）
支払期月	年6回（偶数月／各前月までの2か月を支給）

▼支給対象の例

第1子 22歳	第2子 18歳	第3子 14歳
------------	------------	------------



支給なし



10,000円



30,000円

▼制度改正による申請が必要な人

児童手当・特例給付を受給している人 ※10月中に案内を送付します。	<ul style="list-style-type: none"> ・10月に送付する周知案内に、制度改正により新たに支給対象となる児童（高校生世代）の記載がない人 ・2002年4月2日～2006年4月1日生まれの児童を養育しており、その児童と支給対象児童の合計が3人以上の人
児童手当・特例給付を受給していない人	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳に達した最初の年度末までの児童を養育している人

申 必要書類を郵送又は直接。必要書類はホームページを確認してください。

▼注意

- ・受給資格者は、支給対象児童を養育する父母のうち所得が高い人です。
- ・受給資格者が公務員の場合は勤務先に問い合わせてください。

災害 そのとき
どうなるの??

り 罹災証明書ってなに？

問 税務課固定資産税係 ☎ 95-9879

災害などで住家が被害にあった場合、生活再建のために罹災証明書を市が発行します。

▼罹災証明書とは？

罹災証明書とは、災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波といった自然災害）による住家の被害について、その被害の程度について証明するものをいいます。

被害の程度は、「災害の被害認定基準」などの国による通知、指針に基づき、交付申請受付後、調査を実施し、判定します。罹災証明書の発行には申請が必要です。

▼どういった時に罹災証明書が必要になるの？

罹災証明書は、様々な公的・私的支援を受ける際の判断材料となります。

公的な支援…仮設住宅の貸与、被災者生活再建支援制度、各種税の減免 など
私的な支援…各種保険、義援金配分、職場からの見舞金 など

▼被害状況は写真に撮っておきましょう！

片づけを行う前に被害状況を写真に撮っておくことで、調査時間が短縮でき、皆さんの負担軽減につながります。また、より適正な判定にもつながります。

